

一般社団法人島根県浜田地区建設業協会定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人島根県浜田地区建設業協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を島根県浜田市原井町908番地28に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、建設業を経済的、社会的及び技術的に向上させ、建設業の健全なる発展を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 建設業界の経営及び技術の進歩改善並びに近代化に関する調査研究、指導
- (2) 建設業の社会的使命の重要性並びに地位向上に関する宣伝、啓発及び指導
- (3) 建設業に関する法制及び施策の調査研究並びに建議
- (4) 官公庁、関係諸団体との連絡交渉
- (5) 建設業に関する知識の啓発、情報の提供、資料の頒布
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(資格)

第 6 条 この法人の正会員は、建設業法に定める許可を受け、浜田市及び江津市内に本店、支店等の営業所を有する信用ある建設業者をもって組織する。

(種別)

第 7 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人

(入会)

第 8 条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項にかかわらず、この法人設立前に存した社団法人島根県建設業協会浜田支部の平成23年3月31日における会員の内、正会員はこの法人の正会員に、準会員はこの法人の賛助会員になるものとする。

(入会金及び会費)

第 9 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、前条第2項によりこの法人の正会員になろうとする者は、入会金の納入を要しない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員が建設業法による許可を取り消されたとき
- (3) 2年間以上会費等を滞納したとき
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(任意退会)

第11条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会によって、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由があるとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

- 第14条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 この総会は、「一般法人法」に定める社員総会とする。

(権限)

- 第15条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (5) 会員の除名
 - (6) 解散、残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (8) 前各号に定めるもののほか、「一般法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

- 第16条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎年1回毎事業年度終了後で2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要あるときに開催する。

(招集)

- 第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長)

- 第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、「一般法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその会議において議事録署名人として選出された理事が、前項の議事録に記名押印又は電子署名をする。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上16名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。

(選任等)

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長は理事会において理事の中から選定する。
 - 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族その他の特別の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 会長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときはこれを総会及び理事会に報告しなければならない。
 - 3 監事は、前2項に定めるほか、法令に定める権限を有し、義務を負う。

(任期)

- 第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 役員は、第23条第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
 - 3 補欠により選任された役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(解任)

第28条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。
ただし、監事の解任については、一般法人法第49条第2項第2号によるものとする。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用の支払をすることができる。

(顧問)

第30条 この法人に顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

第31条 この法人に理事会を設置する。
2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
(2) 規則の制定、変更及び廃止
(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
(4) 理事の職務の執行の監督
(5) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに記名押印又は電子署名をしなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の種別)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びにこれらの附属明細

書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を得るものとする。ただし、附属明細書は、総会への提出を要しない。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第43条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の「一般法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡又は事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第44条 この法人は、「一般法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

第7章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 委員会の委員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要した費用の支払をすることができる。

第8章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 情報公開

(公告)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい掲示場に掲載する。

第10章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 この法人の設立初年度の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時役員)

第50条 この法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事	中垣 健
設立時理事	河野 博
設立時理事	室谷 卓治
設立時理事	岡田 泰幸
設立時理事	三浦 英俊
設立時理事	井上 重忠
設立時理事	岡本 勝敏
設立時理事	今井 久師
設立時理事	阿郷 一日
設立時理事	藤森 廣明
設立時理事	中山 善之
設立時理事	三浦 道憲
設立時理事	原 諭
設立時監事	佐々木一也
設立時監事	永井 武彦
設立時代表理事	中垣 健 島根県浜田市熱田町1598番地

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	島根県浜田市熱田町1598番地
	名称	株式会社サンクラフト

住所 島根県浜田市相生町1 4 4 3 番地 1
名称 浜田土建株式会社

住所 島根県江津市江津町1 3 3 3 番地
名称 江津土建株式会社

住所 島根県浜田市三隅町西河内6 2 3 番地 2
名称 有限会社岡田工務店

(法令の準拠)

第5 2 条 この定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人島根県浜田地区建設業協会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成23年 3月 1日

設立時社員 株式会社サンクラフト
代表取締役 中垣 健

設立時社員 浜田土建株式会社
代表取締役 河野 博

設立時社員 江津土建株式会社
代表取締役 室谷 卓治

設立時社員 有限会社岡田工務店
代表取締役 岡田 泰幸